



平成26年5月8日

門真市議会議員

吉水丈晴様

門真市議会議長

平岡久美



吉水丈晴議員に対する門真市議会議員政治倫理条例
第10条に基づく警告文

吉水丈晴議員に対しては、25年9月10日に門真市体育協会の副会長、11月15日に門真市ソフトボール連盟の会長に就任していたことに対し、いずれも門真市議会議員政治倫理条例の規定に基づき警告の措置をとるとともに、さらに12月20日には、本会議において同議員に対する問責決議が可決されました。

このような経過の中、26年3月10日に同議員に対する3回目の審査請求が提出され、4月9日に開催された門真市議会議員政治倫理審査会における審査の結果、同議員が門真市体育協会の理事、門真市ソフトボール連盟の相談役、門真市柔道連盟の顧問に就任していることは、過去2回の審査結果と同様に同条例第3条第7号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反するとの報告を同審査会会長から受けました。

このことは、昨年2回の警告と本市議会による問責決議をも軽視しており、市民の負託に対する重大な背信行為であります。また、議長などの要職も歴任された同議員の三度目となる条例違反は、議員としてあるまじき行為であるとともに、門真市議会の名誉と権威を著しく失墜させるものです。

よって吉水丈晴議員に対し、市民全体の代表者として、議員の職責と倫理的責任を深く自覚されるとともに、同条例の趣旨を尊重し、厳格に遵守されるよう強く警告します。